平成２５年（フ）第２５４４号
北海道北広島市大曲幸町２丁目１番地　サウスウィングコート207号
債務者　山中　洋子（旧姓水澤・越後谷）
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４５号
相模原市南区南台２丁目７番14―102号
債務者　有井　夕子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４４６号
相模原市緑区下九沢2026番地１　サニーガーデン102号
債務者　土山　勝男
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４４７号
相模原市緑区下九沢2026番地１　サニーガーデン102号
債務者　土山富美子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１２２１号
大阪府松原市高見の里４丁目１番24―405号
債務者　安部　清治
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２２４号
堺市中区深井清水町3244番地　エスポアール清水Ｂ―101号、前住所堺市中区深井中町589番地１
債務者　大城　和美
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２２８号
堺市西区浜寺船尾町西４丁390番地　府営住宅１棟403号
債務者　髙橋　優子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１号
大阪府羽曳野市西浦５丁目688番地の13
債務者　吉岡　和子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４０６号
高知市神田23番地１　県住Ｒ８号棟401号室
債務者　森下　祥行
１　決定年月日時　平成26年２月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第６号
長崎県長崎市本河内１丁目15番19号、旧住所長崎県長崎市金堀町19番１号　コスミハイツ204号
債務者　若杉　栄子
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３５号
北海道根室市昭和町１丁目56番地　浜松一幸方、住民票上の住所釧路市大楽毛西１丁目26番10号　ハイツリビオン103号
債務者　高橋　　恵
１　決定年月日時　平成26年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月10日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第５３６号
川崎市川崎区下並木112番地１　修荘１階２号室
債務者　東郷　勇一
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５３７号
川崎市川崎区下並木112番地１　修荘１階２号室
債務者　東郷　宣子
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９７号
川崎市中原区下小田中３丁目２番27―201号　ビューハイム
債務者　荒谷　司朗
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６１２号
川崎市川崎区出来野１番20号　メゾンセレッソ305
債務者　小林　一彦
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２２号
川崎市高津区久末1877番地　安楽荘202
債務者　大野開代子
１　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係